**平成２６年度官民協働海外留学支援制度**

**～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～家計基準確認書**

* 家計状況について

　学部・院、いずれか該当する場合の家計基準を確認いただき、下線についてお知らせください。

　併せて、源泉徴収票、確定申告書等の家計所得がわかる書類も提出してください。

　　　　【学部生の場合】

父母両方合算した年収・所得の上限額が以下の表の家計基準に合致すること。なお、父母がいない場合は代わって家計を支えている人の年収・所得。ここでの世帯人数は、生計を共にする人数です。同居していても収入のある兄弟姉妹で、別生計であれば世帯人数には含めません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 給与所得者 | 給与所得者以外 |
| ４人世帯 | １，２６６万円以下 | ７８０万円以下 |
| ５人世帯 | １，５３０万円以下 | １，０４４万円以下 |

　　　このことを確認するため、下記をお知らせください。

　　　　　　　　（１）世帯数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人

　　　　　　　　（２）給与所得額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　【大学院生】

　　　　本人及び配偶者の収入の目安額が、修士課程：５３６万円以下、博士課程：７１８万円以下

　　　このことを確認するため、下記をお知らせください。

　　　　　　　　本人及び配偶者の収入の目安額 円

◎特別な事情の有無について

以下に例示するような特別な事情がある場合は、特別控除（上限額の緩和）が可能です。該当するような事情がある場合はお知らせください。

　（母子または父子家庭、兄弟が多い、家族の中に障害のある方がいる場合、家族に6か月以上にわたり療養中の方、療養を必要とする方がいる場合etc...）